

経理番号	4-1	事業概要	事務所賃借料			
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容	亀山あきら後援会事務所と亀山彰事務所の経費按分					
事業実績とした場合	経費の内容*	金額(円)*	備 考			
	亀山彰事務所賃借料令和7年4月分	11,000	亀山あきら後援会事務所と亀山彰事務所の経費按分 事務所費60,000円×1/2×11/30日 4/10			
	合 計	11,000				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 令和 7 年 4 月 11 日
決裁 令和 年 月 日
処理 令和 7 年 5 月 12 日

領収証

富山あきら後援会

様

No.



金額

¥60,000 -

但

事務所賃貸料として

令和7年4月9日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 54,545
消費税額等(10%) 5,455

富山県中新川郡立山町戸峠寺49番地
丸新志鷹建設株式会社
代表取締役社長 志鷹新樹



コクヨ ウケ-85

T4230001006531

領収証

富山県議会議員 龜山 彰 様

No.

金額

¥30,000

内 訳

現金

但事務所賃貸料として(4月分)

小切手

令和7年4月10日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-300

収 入

印 紙

富山県中新川郡立山町戸峠寺49番地
富山あきら後援会
会長 [Redacted]

係印

4月11日付けにて新令和会解散のため日割計算

新令和会 4/1~4/11 (11日間) 30,000円×11/30日=11,000円

自民党議員会 4/12~4/30 (19日間) 30,000円×19/30日=19,000円

事務所賃貸契約書

賃貸人 丸新志鷹建設株式会社(以下、「甲」という。)と、賃借人 亀山あきら後援会(以下、「乙」という。)は、事務所の賃貸について、次の条項により契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 所在地は、中新川郡立山町前沢 2330 番地

(用途)

第2条 乙は、前条の建物を、富山県議会議員亀山彰事務所兼亀山あきら後援会事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

(賃貸借期間)

第3条 使用貸借の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
期間満了時は、甲乙から申し出がなければ、1年間ずつ更新するものとする。

(賃貸料の額)

第4条 賃貸料は、月額60,000円とする。

(賃貸料の条件)

第5条 甲は、電気・上下水道等の使用料を負担し、乙は、ガス・電話使用料を負担する。賃貸人に対する支払いは乙が一括してこれを行うものとする。

(賃貸料の支払)

第6条 乙は、甲に対し、前条に定める賃貸料を毎月末日までに支払うものとする。

(予告解約)

第7条 乙が正当なる事由のため賃貸期限前に本契約を解除するときは、1カ月以前でない場合は、甲は1カ月の賃料を請求することができる。

(禁止事項)

第8条 乙は、甲の書面又は口頭による承諾を事前に得ない限り、次の事項をしてはならない。

- ① 本物件の賃借権を譲渡し、又は本物件を転貸すること
- ② ①の他、共同使用その他事実上賃借権の譲渡又は転貸と同様の結果となる行

為をすること

③ 甲の承諾を得ない本件建物の修理・改築・模様替え等現状を変更すること

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持する。

令和7年4月1日

賃貸人(甲) 住所 中新川郡立山町芦峠寺49番地
氏名 丸新志鷹建設株式会社
代表取締役社長 志鷹 新樹

賃借人(乙) 住所 中新川郡立山町前沢2330番地
氏名 亀山あきら後援会
会 長

亀山あきら後援会事務所と亀山彰事務所の経費按分の覚書

事務所に掛かる下記の経費を後援会活動経費と亀山彰政務調査活動に掛かる経費を最大2分の1に按分し、支払うものとする。

事務所賃借料、電話料、ファックス料、コピー経費、ガス料、人件費

令和7年4月1日

中新川郡立山町前沢2330番地

亀山あきら後援会

会 長



中新川郡立山町岩峯寺151番地

富山県議会議員

亀 山

章



整理番号	4-2	事業概要	新聞代
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	各社新聞代		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞	1,466	令和7年4月分 自民党新令和会分 4,000×11/30
	富山新聞	1,422	令和7年4月分 自民党新令和会分 3,880×11/30
	《合 計》*	2,888	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

D 7- 5- 7 口座振替 4,000 カキタニホシツアツ

07-05-02 *3,880 トヤマシツアツ

新令和会解散・自民党議員会へ合流のため日割計算

新令和会 4/1~4/11 (11日間)

北日本新聞代 4,000円×11/30日=1,466円

富山新聞代 3,880円×11/30日=1,422円

自民党議員会 4/12~4/30 (19日間)

北日本新聞代 4,000円×19/30日=2,534円

富山新聞代 3,880円×19/30日=2,458円

収受 令和 7 年 5 月 12 日
決裁 令和 年 月 日
処理 令和 7 年 5 月 12 日